

景観ガイドラインのイメージについて

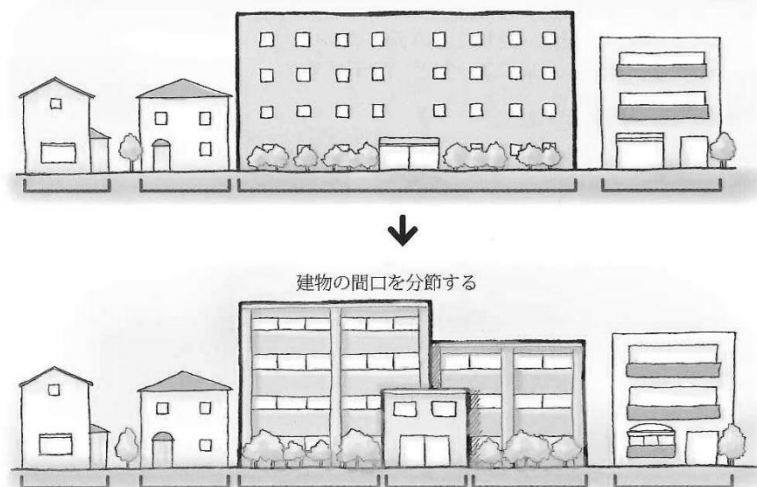
景観形成基準（一般基準）

形態・意匠・色彩

- 1 建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物と意匠や素材を合わせるなど、周辺との調和を図る。



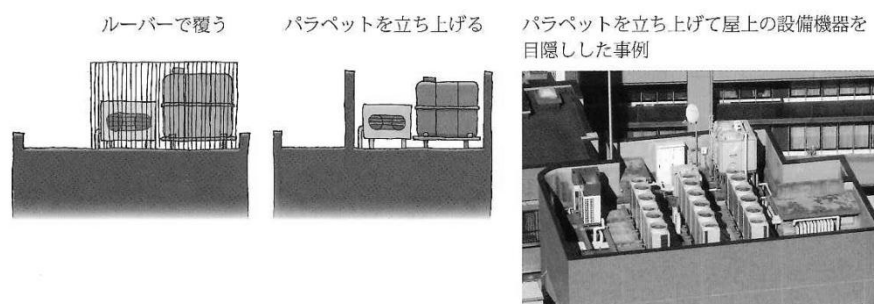
- 2 接している道路や周囲にある坂道、歴史・文化的資産などの景観特性からの見え方に配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないように壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。



- 建物の立面デザインの分節化を図るなど、周辺建物との街並みのリズムに配慮しましょう。

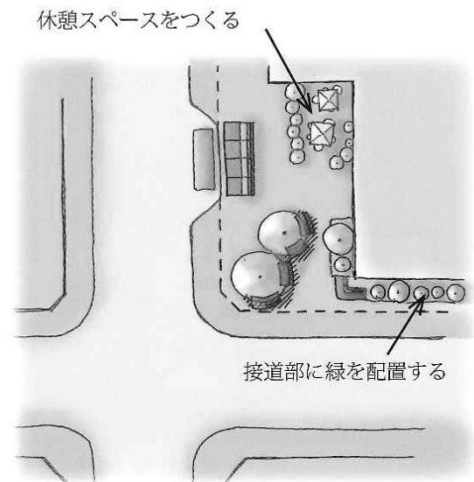
- 5 建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などがある場合は、周囲からの見え方に配慮し、建築物と一体的に計画するなど、露出しないよう工夫する。

<屋上設備の配慮の例>



配置

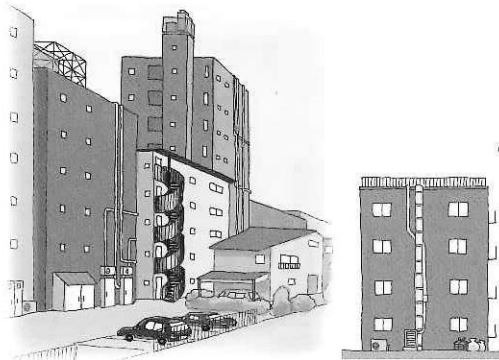
- 1 道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。(敷地面積 ≥ 3000 m²の建築物等の場合)



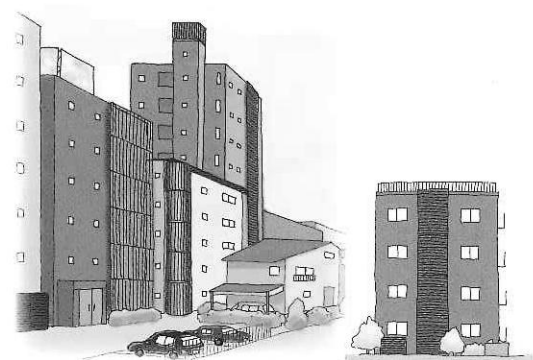
景観特性基準 幹線道路等基準

- 4 建築物の側面や幹線道路等の後背地からの見え方にも配慮し、建築物の側面や裏側に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないように工夫する。

建物裏側に設備・配管がむき出しになっている



設備・配管は目隠しによって隠す



- 建物の裏側も歩行者からの眺めを意識して、建物の設備・配管等がむき出しにならないよう工夫しましょう。
- 裏側に隣接する建物からの見え方にも配慮しましょう。(特に幹線道路沿いの建物)

図版の出典：世田谷区風景づくりのガイドライン